

議案第 21 号

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定に
ついて

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定める。

令和4年12月16日提出

野田市長 鈴木 有

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例

(野田市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 野田市職員の分限に関する条例（昭和26年野田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。）」の次に「第27条第2項並びに」を加える。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を削り、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(降号の事由)

第4条 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合においては、その意に反して降号することができる。

第2条の見出し中「降給」を「降格」に改め、同条各号列記以外の部分中「職員が」を「任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」に、「該当する」を「該当し、必要があると認める」に、「降給」を「降格」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (2) 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている

職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表（野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）第3条第1項の給料表をいう。以下同じ。）の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 2 野田市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに野田市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条第2項の規定は、野田市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年野田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、

同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和50年野田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「占めるもの」の次に「(第22条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加える。

第22条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和60年野田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条の2、第8条及び第13条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 野田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年野田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 野田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「された職員」の次に「（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 野田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(野田市職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 野田市職員の再任用に関する条例（平成24年野田市条例第20号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項において「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（附則第5項において「暫定再任用職員」という。）及び改正法附則第6条第1項若しくは第2項又

は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第3条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（野田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の野田市職員の育児休業等に関する条例第8条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する法第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

提案理由

職員の定年の引上げに伴い、関係条例の整備等をしようとするものである。

職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の分限に関する条例 (昭和26年野田市条例第33号) (第1条関係)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續並びに効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (降給の種類) 第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第3条第1項の給料表をいう。以下同じ。))の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。))及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。))並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。))とする。 (降格の事由) 第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合においては、その意に反して降格することができる。 (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。 (2) 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合 (3) 前2号に規定する場合のほか、職員が	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續並びに効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (降給の事由) 第2条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して降給することができる。 (1) 著しく勤務成績があげられない場合 (2) 心身の故障のため、十分に職務能力を発揮できない場合

その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

(降号の事由)

第4条 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合においては、その意に反して降号することができる。

第5条～第7条 (略)

(削る。)

第8条・第9条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 野田市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに野田市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給とする」とする。

3 第5条第2項の規定は、野田市一般職の職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

第3条～第5条 (略)

(降任又は降給の効果)

第6条 降任は、2級以内の職務の級を下げるものとする。

2 降給は、8号給以内の給料の号給を下げるものとする。

第7条・第8条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 野田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年野田市条例第34号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
(減給の効果)	(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、報酬(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年野田市条例第22号)第15条第2項に定める額に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	第3条 減給は、6月以下給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては、報酬(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年野田市条例第22号)第15条第2項に定める額に限る。))の10分の1以下を減ずるものとする。
--	---

○ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年野田市条例第13号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(第22条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第22条 第4条、第5条、第7条及び第17条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略) (再任用職員についての適用除外) 第22条 第4条、第5条、第7条及び第17条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>には適用しない。

○ 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）（第4条関係）

改 正 案	現 行
(勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について31時間を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特別の勤務に従事する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、1週間当たり31時間を超えない範囲内で任命権者が定める。	(勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について31時間を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特別の勤務に従事する<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、1週間当たり31時間を超えない範囲内で任命権者が定める。

(勤務を要しない日及び勤務時間の割振り) 第2条の2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設定することができる。 2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で任命権者が勤務時間を割り振るものとする。 3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間ごとの期間につき8日以上)の割合で勤務を要しない日を設定する場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。 (年次休暇) 第8条 職員は、任命権者の承認を得て、規則の定めるところにより、1暦年につき20日(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。 (非常勤職員の勤務時間等) 第13条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、任命権者が別に定める。	(勤務を要しない日及び勤務時間の割振り) 第2条の2 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設定することができる。 2 前条の勤務時間は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で任命権者が勤務時間を割り振るものとする。 3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、前2項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上(<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、4週間ごとの期間につき8日以上)の割合で勤務を要しない日を設定する場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。 (年次休暇) 第8条 職員は、任命権者の承認を得て、規則の定めるところにより、1暦年につき20日(<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。 (非常勤職員の勤務時間等) 第13条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、任命権者が別に定める。
--	---

○ 野田市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年野田市条例第3号) (第5条関係)

改 正 案	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>野田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略)

(4) (略) (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。)とする。 (部分休業の承認) 第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)	(3) (略) (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。)とする。 (部分休業の承認) 第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略)
---	--

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年野田市条例第2号)(第6条関係)

改 正 案	現 行
(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(次号において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))を除く。) (2) 非常勤職員(前号に掲げる職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。) (3)・(4) (略) (5) <u>野田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> (6) (略) 3 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。) (2) 非常勤職員(前号に掲げる職員及び<u>地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>を除く。) (3)・(4) (略) (5) (略) 3 (略)

○ 野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野田市条例第2号）
（第7条関係）

改 正 案	現 行
（報告事項） 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11）（略）	（報告事項） 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 （1）～（11）（略）